

福島第一原子力発電所の現状について

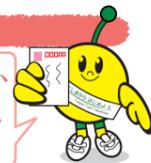
～廃炉に向けた取組みと安全確認体制～

現在、福島第一原子力発電所では、国が定めた「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、1～4号機について、喫緊の課題である汚染水対策を始め、燃料の取り出しなど、廃炉に向けた取組みが行われています。

県では、これらの取組みの安全確認を行う体制を整備し、廃炉に向けた作業が安全かつ着実に進むよう、引き続き厳しく監視していきます。

読者からのご要望

福島第一原発では、どのようなことが行われているのか教えて!



廃炉作業とは、何をやるの?

第一原発の廃炉作業

廃炉に向けては、全ての燃料を取り除く必要があります。まず始めに、使用済燃料プールから燃料を取り出し、その後、格納容器の中に溶け落ちた燃料を取り出します。そして、最終的に原子炉施設を含む建屋全体を解体することになります。



作業ステップ

4号機燃料取り出しの完了

平成26年12月22日、使用済燃料プールに保管されていた1,533体全ての燃料の取り出しが完了しました。(平成25年11月18日に取り出し開始)

1・2号機
3号機では、使用済燃料プールからの燃料の取り出し開始に向けた準備作業が進められています。

よくあるご質問に
お答えします!

Q どうして4号機の燃料を取り出したの?
A 廃炉に向けては、燃料の安全な保管が重要であり、水素爆発を起こした4号機よりも安全性の高い場所での保管するためです。

Q 取り出した燃料はどうするの?
A 第一原発構内で、当分の間、保管されます。

Q 4号機の燃料取り出し作業で放射性物質は放出されなかったの?
A モニタリングポストの測定値などに大きな変動はありませんでした。また、作業中に大きなトラブルがなかったことも確認されています。



汚染水の対策とは、何をやるの?

汚染水の対策

汚染水が発生する最大の原因は、原子炉建屋の中に流入する地下水が、燃料デブリ(溶け落ちた燃料)を冷却した水と混ざることです。国と東京電力では、汚染水の対策を大きく3つに分けて実施しています。

- ① 汚染源を「取り除く」
汚染水を浄化して、より安定で管理しやすくする対策
代表例: アルプス(多核種除去設備)により、汚染水を浄化しています。
- ② 汚染源に水を「近づけない」
原子炉建屋の中に地下水を流入させない対策
代表例: 地下バypassにより、地下水をくみ上げて海に排出し、建屋の中に流入させないようにしています。
- ③ 汚染水を「漏らさない」
汚染水を海洋に流出させない対策
代表例: 海側遮水壁により、汚染水を海洋に流出させないように対策を実施中です。



県は、どのように安全確認をしているの?

県の安全確認体制

県では、現地調査や会議などにより、廃炉に向けた取組みの状況を確認し、東京電力や国に対して必要な申し入れなどを行っています。

～廃炉に向けた新安全協定の締結～
県、大熊町、双葉町と東京電力

協定の締結にあたり、東京電力の敷土会長(左手奥)、廣瀬社長(左手前)に対して、廃炉に向けた取組みを安全かつ着実に進め、県民の安全確保を図るよう申し入れを行う(右手前)から)渡辺大熊町長、内堀県知事、伊澤双葉町長

新安全協定の主な内容

- 専門家と関係市町村、県で構成する廃炉安全監視協議会が立ち入り調査を行い、安全確保に必要な措置を求めることができる
- 東京電力は県民に対して積極的に説明、情報公開を行う など

廃炉安全監視協議会

- 現地調査などを行い、廃炉に向けた取組みや汚染水対策の状況などを確認する。
- その結果を踏まえて、東京電力や国に対して申し入れを行う。

構成員33名

専門委員 15名	県 5名	関係市町村 13名
----------	------	-----------

原子力工学・放射線防護・水文地質学・水産資源学など様々な分野の専門家

廃炉安全確保県民会議

- 会議などを行い、県民の皆さまと取組み状況を確認する。
- 出された意見を廃炉安全監視協議会が行う申し入れなどに反映する。

構成員31名

県民から 13名	各種団体 15名	学識経験者 3名
----------	----------	----------

関係市町村 各1名 商工・観光などの団体から各1名

現地駐在員

- 第一原発の構内に立ち入り、現場確認を行う。
- 休日・夜間を含め、トラブルが発生した場合には速やかに現場に向かい、情報収集や現場確認を行う。

原子力対策監 原子力専門員

- 廃炉に向けた安全対策の政策的な提言や専門的な立場からの確認を行う。

廃炉に向けた取組みを安全かつ着実に進め、県民の皆さまの安全確保と生活環境の回復を図ります。

県の取組みの詳細は、原子力安全対策課のWEBサイトをご覧ください。

福島県 原子力安全対策課

検索

福島県庁 原子力安全対策課 024-521-7255

故郷とあなたをつなぐ情報紙



ふくしまの
今
が
分
か
る
新
聞

vol. 28

2015年2月17日

発行: 福島県避難者支援課 ☎024-523-4157

※この広報紙は「クウェート救援金」を財源として発行しています。

ふくしまの四季

～ダルマみこし(双葉町)～



※避難先であるいわき市の仮設住宅で開催されました。

復興情報ポータルサイトを開設しました!

ポータルサイトの入り口はこちら!!

福島県では、復興の状況や被災者支援に関する情報などを皆さまに分かりやすくお伝えするため、復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」を開設しました。

福島県ホームページのトップページにある次の画像をクリックしてください。



第一原発の状況についても、イラストや動画を交えてご紹介しています。

第一原子力発電所の状況	放射線と除染	避難区域の状況・被災者支援
県民の生活と健康	水・食品等の放射性物質検査	インフラ復旧・整備

問 福島県庁 復興・総合計画課 ☎024-521-7109

市町村の除染状況が一目でわかります!

福島県では、市町村除染の実施状況を分かりやすく地図やグラフにし、ホームページ上で公開しています。詳細は除染対策課ホームページをご覧ください。

福島市の除染実施状況
住宅除染進捗図(平成26年12月末時点)



実施状況図の例はこちら

福島県 除染対策課

検索

問 福島県庁 除染対策課 ☎024-521-8315

原子力損害賠償

避難指示区域内にお住まいであった方の住居確保に係る費用等の賠償請求手続きに関するQ&Aについて

東京電力が行っている平成23年3月11日時点で避難指示区域内の持ち家または借家にお住まいであった方を対象とした「住居確保に係る費用等の賠償」については、被害者の方の生活再建に大変重要であることから、県では、国及び市町村と共に、県内各地において「住居確保損害の賠償に関する説明会」を計5回開催しました。そこで、今回から3回にわたり、参加者からの質疑に対する国や東京電力の回答の要点について紹介します。



Q1 今回の住居確保に係る費用等の賠償は、いつの時点で請求できますか。

A 事故当時持ち家だった方は、見積書や売買契約書があれば、すぐにも請求することができます。この場合、見積書等に基づき概算で賠償金を支払い、その後、領収書等に基づき過不足金を精算します。

Q2 今回の住居確保に係る費用等の賠償は、いつまで請求できますか。

A 今回の賠償は、移住または帰還に伴い住居を確保するために必要な費用を支払うものであることから、合理的な期間内に発生した費用が対象になると考えています。しかし、移住するかどうかを判断するには相応の時間を要するため、少なくとも当面は期限を設けるつもりはありません。今後、10年先、20年先まで請求を認めるかについては、検討が必要と考えています。

Q3 東京電力は、居住制限区域または避難指示解除準備区域(大熊町、双葉町を除く)にお住まいであった方の「移住の合理性」については、幅広く捉えるとのことですが、その幅はどの程度ですか。

A 請求書で合理的な理由※があると申告していただければ、それを尊重します。※東京電力は、請求書において、移住することが合理的な場合については、「営業・就労に関する事情」「医療・介護に関する事情」「子どもの生活環境に関する事情」その他の合理的な事情の中からいずれかにチェックすることを求めています。そこに記載された結果を尊重するとしています。

Q4 Q3の「移住」の定義とは何ですか。

A 事故前にお住まいであった所在地に戻るのではなく、移住とみなします。同じ市町村内でも事故前にお住まいだった所在地とは別の場所に戻ることであれば移住とみなします。なお、移住先の確認は行わないため、住民票や登記簿謄本の提出は不要です。

Q5 住居確保に係る費用等の賠償を請求すると、精神的損害の賠償などは打ち切られるのですか。

A 住居確保に係る費用等の賠償を請求したとしても、精神的損害の賠償の支払いには影響しません。また、避難費用についても請求の事実のみで直ちに打ち切ることとはしません。



住居確保に係る費用等の賠償の請求手続きについては、左記の東京電力株式会社相談専用ダイヤルにお問い合わせください。

●東京電力株式会社福島原子力補償相談室(土地・建物・家財)相談専用ダイヤル

☎0120-9266-5996(毎日9時~21時)

☎024-523-1501(平日8時30分~17時15分)

税務署からのお知らせ

東日本大震災の被災時に、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村に納税地があった方の税務手続のお知らせ

◎すべての国税の申告・納付等については、平成27年3月31日(火)までに手続きをお願いします。

※平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に期限が到来する、すべての税目に係る申告・納付等の手続が対象となります。

例えば申告所得税の場合、平成22年から平成25年分が対象となります。

◎ご不明な点は、納税地を管轄する税務署または最寄りの税務署まで電話でご連絡ください。

※申告所得税及び個人消費税の相談に当たっては、事前のご予約をお願いしています。各税務署の相談会場や相談の際に必要な書類なども電話によりご確認ください。



福島県内の税務署電話番号	
福島	☎024-534-3121
会津若松	☎0242-27-4311
郡山	☎024-932-2041
いわき	☎0246-23-2141
白河	☎0248-22-7111
須賀川	☎0248-75-2194
喜多方	☎0241-24-5050
相馬	☎0244-36-3111
二本松	☎0243-22-1192
田島	☎0241-62-1230

※電話の際は自動音声案内に従って「0」番を選択してください。

県民健康調査「基本調査」

提出はお済みですか?



原発事故の初期には、放射線の高い空間線量が観測されてきました。基本調査は、この時期の外部被ばく線量を推計する唯一の方法です。

今後のご自身の健康管理において大事な資料となりますので、ぜひご提出ください。

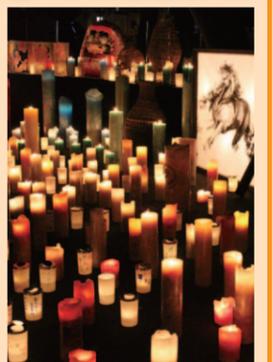
福島県立医科大学

放射線医学県民健康管理センター

☎024-549-5130

3.11ふくしま追悼復興祈念行事のお知らせ

東日本大震災から4年となる3月11日に、震災の犠牲者への哀悼の意を捧げ、復興への想いを新たにするため、福島県文化センターにおいて追悼復興祈念式及び復興コンサートを開催します。また、県内7地方において、キャンドルナイトを開催します。



詳しくは、企画調整課のWEBサイトにてご確認ください。

3.11ふくしま追悼復興

問 福島県庁 企画調整課 ☎024-521-8627

ふくしま避難者交流会を開催しました!

去る1月12日、福島県主催、東京都と(公財)さわやか福祉財団の共催により都内で「ふくしま避難者交流会」を開催し、首都圏に避難されている方々を中心とした約150名にご参加いただきました。県から復興の状況などを説明した後、浪江町出身の民謡歌手である原田直之さんに、新相馬節や会津磐梯山などふるさとの歌を披露していただきました。



原田直之さんのステージ



参加者の話を伺う内堀知事

内堀知事は、「環境回復や産業再生を進め、皆さんが安心して帰れる態勢づくりに努めてまいります」とあいさつした後、避難されている方の各テーブルを回り、一人一人から避難生活の現状などについてお話を伺いました。

参加者は同郷の方々とふるさとを懐かしみ、地元市町村の職員や会場の相談コーナーで健康や教育、就職など様々なお話をする姿が見られました。

応急仮設住宅の適正な利用のお願い

応急仮設住宅(民間借上住宅などを含む)は、災害救助法に基づいて一時的に居住の安定を図ることを目的としています。避難による居住以外の用途での使用は認められませんので、適正なご利用をお願いします。

適正と認められない使用例

- 住宅を再建(建築・購入等)した場合
- 週末や休暇期間中のみ利用
- 複数の応急仮設住宅の供与を受けること
- その他、居住以外の利用(倉庫・商業用など)

また、応急仮設住宅を退去される場合には、避難先自治体への届出など、事前の手続きを必ず行っていただくようお願いします。



ふくしまの今が分かる新聞vol.27の4ページ「汚染状況重点調査地域の除染状況」表中の、伊達市における住宅の進捗数(平成25年11月末)「21,672」の記載は、「16,191」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

問 福島県庁 除染対策課 ☎024-521-8315

食の安全・安心に向けた取り組み

「ふくしまの今を語る人」の派遣

福島県における放射性物質低減の取り組みや検査の状況等を、生産・加工・流通関係者自らが講師(「ふくしまの今を語る人」となって、消費者の学習機会の場に出向いて紹介しています。この中では、意見交換とともに県産食材の試食も行われ、生産者等との交流が図られています。

※各々の主催者に事前にお申し込みいただければ、どなたでもご参加いただけます。



日時	イベント名称もしくは「ふくしまの今を語る人」による演題名等	場所(会場)	主催者(問い合わせ先)
2月23日(月) 10時~	「本物」を届けたい ~福島魚の過去・現在・将来の姿~	愛知県豊橋市八町通5-4 (東三河総局大会議室)	愛知消費者協会東三河支部 ☎090-9227-2147
2月25日(水) 13時30分~	ふくしまの今を語る ~環境に優しい農と暮らしを目指して~	愛知県阿久比町桜岡丸山14-1 (勤労福祉センター)	阿久比町産業観光課 ☎0569-48-1111
3月3日(火) 14時~	平成26年度杉戸町消費生活セミナー	埼玉県杉戸町大島477-8 (生涯学習センター カルスタスぎと)	杉戸町産業課 ☎0480-33-1111(内線310)
3月5日(木) 10時~	消費者学習講座	愛媛県新居浜市繁本町8-65 (市民文化センター)	新居浜市連合婦人会 ☎0897-37-0356
3月16日(月) 13時30分~	ふくしま福幸のために! 諦めない心で立ち上がる女性の力(仮)	東京都立川市曙町2-36-2 (女性総合センター「アイム」)	立川市消費生活センター ☎042-528-6801

問 福島県庁 消費生活課 ☎024-521-7180

編集後記

冬の雪景色に思いを馳せつつ、それでも春が待ち遠しく感じられる季節の中で、日々の寒さ対策に頭を悩ませています。普段は毛布にくるまるばかりですが、時には奮発して近所の飯坂温泉へ! 気分もリフレッシュ、体も心もぽっかぽか。温泉が身近にある生活を送れるのも、全国第5位の温泉地数を有する福島県の魅力ですね。【エイ】

「ふくしまの今が分かる新聞」バックナンバーはこちら

福島 今が分かる新聞

